

(フッター訳・共通)

2011 年人権実態に関するカントリーレポート

米国国務省 民主主義・人権・労働局

(本文)

カメルーン

要旨

カメルーンは、強権を有する大統領が支配する共和国である。この国は複数政党制の政府であるが、1985 年の創立以来、カメルーン人民民主連合（Cameroon People's Democratic Movement : CPDM）が勢力を保っている。この政党は、いかなる政府系部門からも束縛されていない。大統領は、立法行為を支配し、かつ法令によって統治する権力を有している。10 月 9 日、CPDM リーダーである Paul Biya は大統領としての再選を勝ち取ったが、彼は 1982 年以来この地位を占めている。この選挙は不正行為により損なわれたものであり、この不正行為には、全投票者カードが正確に配布されていない、投票所の開場の遅れ、複数投票、不正投票、改ざん防止インクがないこと、投票者に対する脅迫、などがあった。こういった事実は、治安部隊小隊が文民統制とは関係なく行動する場合に起こった。

この国における最重要人権問題は、特に抑留者や囚人に対する治安部隊による虐待、公正で迅速な公判が行われていないこと、集会の自由にも制限があることである。

他の主な人権侵害には、恣意的な逮捕と拘留、長期におよぶ、時には隔離された状態での審理前拘留、生命に危険が及ぶような刑務所の環境、プライバシー権利の侵害行為などがある。政府はジャーナリストに嫌がらせを行い、投獄し、言論、報道、および結社の自由を制限し、移動の自由を妨げている。汚職はあらゆる政府レベルで蔓延している。女性器切除（FGM）を含む、女性と少女に対する社会的暴力と差別が問題である。特に子供に関する人身売買、ピグミー、ゲイ、およびレズビアンに対する差別が行われている。色素欠乏症の人々に対しても時折差別があるが、このような事例は引き続き減少している。政府は、労働者の権利および独立した労働組織の活動について制限している。子供によるものも含む、世襲奴隷、強制労働、そして児童労働が問題である。

政府は、治安部隊および公職にありながら虐待に関与した職員を罰し、起訴するための措置を講じているが、依然として刑事免責が問題である。

セクション 1. 人権の尊重（次の事柄からの自由）

a. 恣意的もしくは不法な生命の剥奪

政府もしくは政府職員は、政治的意図による殺害に一切関与していない。だが、治安部隊は、この年に殺人を犯している。政府は、こういった殺害行為に関与した者を通常は取り調べ、時には罰している。

7月29日、Nkongsambaを拠点とする陸軍連隊の複数の兵士が、高校生のStephane Ewaneを射殺した。Ewaneと友人3名が軍隊の巡回を見かけて、頻繁に発生している（セクション1.d.を参照）恣意的逮捕を恐れて逃げたのは、パーティーから帰る途中であった。兵士の1人が警告なしに撃ち、Ewaneに命中した。年末の時点で調査は続行されている。

2011年のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）の年次報告書によれば、2月の抗議運動に関連して2008年の人権侵害で告訴された治安部隊隊員に対しては、なんら措置が講じられていないことを政府役人が確認している。2008年には、物価上昇と大統領の任期期限を撤廃する憲法改正に対する抗議活動中に、100人もの人々が殺害された。

b. 失踪

この年には政治的動機による失踪の報告はなかった。

c. 拷問、およびその他の残酷で非人道的もしくは屈辱的な取り扱い、あるいは刑罰

憲法および法律によってそのような行為は禁じられているが、治安部隊が市民、囚人、拘留者に対して拷問、殴打、嫌がらせ、その他虐待を行っていることが相次いで報告されている。また伝えられるところによれば、治安部隊は女性、子供、および年配者を虐待の対象としている。2010年におけるカメルーンの人権に関する法務省報告書（*Report by the Ministry of Justice on Human Rights in Cameroon in 2010*）によると、警察官296名と兵士・憲兵115名が、2010年に不正行為を行ったとして制裁措置を受けている、もしくは起訴されている。2010年には、8名の治安部隊隊員が拷問容疑で審理を受けた。この8名のうち2名は有罪、2名は釈放され、2010年末の時点で4件は審理中である。

1月1日、Tignereにおいて、Adamawa州（Region）のTignere・Faro・Deo区（Division）の副検事が、緊急介入部隊（Rapid Intervention Battalion : BIR）の兵士たちが、ある市民を殴打するのをやめさせようと割って入った。報復として、兵士たちはその副検事をひどく殴打した。年末の時点では、それ以上のことはわかっていない。

1月、DoualaのBIRの隊長が、2010年8月にバスに向かって発砲した兵士1名を追放した。この兵士は、強盗にバスが乗っ取られていると装ったと伝えられた。乗客1名が重傷を負った。

12月24日、報道によれば、BIR兵士6名が、無差別にMezam区のBafutの家々に押し入り、家の所有者たちを殴打した。また、彼らはその近隣から家や車を強奪した。この事件は、12月23日にバーで酒を飲んでいてBafutの若者たちが、BIRの兵士たちに一緒に飲もうと声をかけられたのを断った後に起こった。年末の時点で調査は続行中である。

治安部隊は人々を特定の場所に拘留し拷問を行っていると伝えられている。これには、警察もしくは憲兵の施設内にある一時待機房と外部諜報機関総局（Directorate General for External Intelligence : DGRE）にある監房などが含まれている。

この年には、治安部隊は複数のジャーナリストおよびゲイの男性を殴打した（セクション 2.a.および 6 を参照）。

刑務所および拘置所の状況

刑務所は、依然として苛酷で生命を脅かすような状況にある。多数の国際人権保護機関および何名かの刑務所職員は、拷問が蔓延していると報告している。Duala の New Bell 刑務所およびその他の軽警備の拘置所では、刑務官は殴打を行い、受刑者は自身の監房に鎖でつながれ、時折鞭で打たれていると伝えられている。

2 月の訪問中に、アフリカ人権委員会（African Commission on Human and People's Rights）の代表団は、刑務所の状況を批判し、必要基準を満たしていないと述べた。2010 年 6 月、外交使節団に提出された文書では、刑務所管理当局が過酷な刑務所の状況を確認している。この文書には、刑務所が超過密状態であり、維持管理が悪く、設備が堅固ではないと記されていた。設備不備については、屋根の雨漏り、便所とベッドの不足、水や電気の不足、医薬品の欠乏、適切な調理場の欠如、排水路の欠如、殺菌剤の不足などがあげられていた。

外国政府職員が 2009 年に Douala の New Bell 刑務所を訪問した際には、刑務官が反抗的で暴力的な囚人を非常に小さな懲戒房に鎖でつないでいるのを目撃した。伝えられるところによれば、その懲戒房で彼らは殴打され、食物も与えられていないという。治安部隊は、囚人や拘留者の服を脱がせ、大幅に過密状態の監房に押込め、便所やその他の公衆衛生施設の利用を禁じ、犯罪容疑者に関する自白や情報を聞き出すために彼らを殴打していると報告されている。

刑務官および地元の複数の NGO は、受刑者間で強姦が行われていると報告している。同性愛行為により New Bell 刑務所に投獄された者たちは、他の収容者による差別や暴力に苦しんでいる。

カトリック救援事業会（Catholic Relief Services）の収容者・拘留者の人権保護（Protecting the Rights of Inmates and Detainees : PRIDE）プロジェクトにおいて発表された統計によれば、11 月の時点で 23,916 名の囚人および拘留者がおり、これには 255 名の若者（180 名は Yaounde の Kondengui 刑務所に、75 名が New Bell 刑務所に）および 92 名の女性（60 名が Kondengui 刑務所に、32 名が New Bell 刑務所に）が含まれていた。

囚人は、荒廃した植民地時代の刑務所に収監され、そこには収容人数の 4 倍から 5 倍の数の収容

者がいる。PRIDE プロジェクトによれば、Yaounde の Kondengui 刑務所は、本来は 1,000 名程度の収容者のために建設されたが、11 月には 2,928 名が収容されていた。11 月には、収容能力人数が計 16,995 人となる国内の 74 カ所の刑務所に、23,196 名の囚人と拘留者が収容されていた。おびただしい数の審理前拘留者により、過密状態は深刻さを増していた。

医療および衛生設備の欠如、これは全刑務所で共通しているが、依然として重大な問題である。刑務所で活動しているある NGO によって発表された 8 月の報告書によれば、刑務所管理当局は、2,000 人を超える拘留者に対して年間 400 万 CFA フラン (\$8,000) の医療予算を New Bell 刑務所に与えている。

飲料水も不十分であり、囚人家族は投獄されている家族である囚人に食料を差し入れるよう期待されている。例を挙げると、New Bell 刑務所には約 2,000 人の囚人に対して給水栓が 7 カ所しかなく、不衛生、病気、および死の原因となっている。囚人 1 人に割り当てられる日々の食料は 100CFA フラン (20 セント) にも満たない。刑務所職員間で汚職が蔓延している。審理前拘留者は、刑務官が彼らに対して、虐待の脅しのもと、さらに虐待されないように「監房料金 (cell frees)」を支払うよう要求することが時折あると報告している。囚人は、暫定的な自由などの特別好意もしくは特別扱いのために看守に賄賂を贈っている。

囚人の中には、罰金を支払うことができないために、刑を終えたもしくは釈放という裁判所命令を受け取った後も、引き続き刑務所に収容されている者もいる。

2 カ所の女性用の単独刑務所があり、女性のための審理前拘置所も数カ所ある。だが、日常的に女性は男性と一緒に警察と憲兵の複合施設に収容され、時には同じ監房のこともある。母親たちは、その子供が非常に幼い場合、もしくは他に保育の選択肢がない場合には、子供と収容されることを選択する。男女収容者の状況は、同様に粗末なものである。若年受刑者は、成人と一緒に収容されることが多く、時には同じ監房もしくは同じ棟で収容される。成人収容者が若年囚人に性的虐待を行っているという信頼性の高い報告がある。審理前拘留者は、有罪判決を受けた犯罪者と日常的に共に監房に拘束されている。汚職によって投獄されるなど、注目を浴びている囚人の中には、その他の囚人とは別に収容され、比較的甘い処遇を受けている者もいる。

警察あるいは憲兵施設内の一時待機房では、成人男性、若者、および女性が共に収監されている。多くの場合、拘留者は食料も水も与えられず、医療ケアも受けられない。食糧や医薬品については、拘留者は、自分の投獄を知らされた血縁者を頼っている。過密状態は一般的である。拘置所の刑務官は、監房ではなく事務所で過ごす許可など、優遇条件を利用する見返りとして拘留者から賄賂を受け取っている。

北部州および極北州の多くの市民は、論争解決には伝統的な酋長 (lamibe) に頼っており、引き続き政府も、拘留者が警察もしくは憲兵、および司法当局に移されるまで、lamibe が一時的に彼

らを拘留することを認めている。このような拘留は数週間から数カ月続くこともあり、これは犯罪の重大性、最寄り警察施設までの距離、lamibe、警備職員、原告、輸送手段の利用可能性に左右される。Rey Bouba、Gashiga、Bibemi、および Tcheboa の伝統的酋長の地位にある者たちの邸宅内には、激しい虐待を行うためであると噂される私的刑務所があるという申し立てがある。例えば、投獄された者は、多くの場合は手首と足首が柱に鎖でつながれている。2010 年 4 月に北部州と極北州を訪問した際には、lamibe は外国使節団に対してこのような拘留施設はもはや存在していないと主張していたが、被疑対象者はたびたび兵舎のベランダの下に拘束され、通行人によって目撃されることがある。

囚人には、宗教的慣習が許されている。当局は、囚人および拘留者が検閲なしに司法当局に申し立てを提出することを許可している。2009 年の Buea 刑務所訪問の際、外交使節団団員は、囚人がその検察官に対して話かけ、自分たちの状況について不満を述べているのを目撃している。刑務所管理当局の国務長官および刑務所管理当局担当の監察長官は、非人道的状態について信憑性のある申し立てについて調査を行い、こういった状況があることを公に認識している。しかし、この年には何も措置は講じられなかった。国家人権自由委員会（National Commission on Human Rights and Freedoms : NCHRF）もまたこの年に調査を行い、劣悪な拘留状況について公然と糾弾した。NCHRF は、囚人もしくは拘留者に代わって、過密状態の緩和、若年犯罪者の状況対処、審理前拘留者の状況改善などに取り組んでいる。

この国には、刑務所オンブズマンが存在しない。

政府は、国際人道主義組織に囚人との接触を許可している。この年、地元赤十字および NCHRF の両方は、まれに予告なしに刑務所を訪れた。政府は、以前から赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross : ICRC）に刑務所訪問を許可しており、この年には標準的手順に従った ICRC による訪問が行われている。

政府は、引き続き刑務所の状況改善に向けて尽力している。3 月には、政府が 2008 年に着手した刑務所近代化の評価を刑務所管理当局が発表した。その報告によれば、政府の構想により、計 47 カ所の刑務所の修理、27 カ所の井戸の建設が行われ、囚人輸送のための車両 10 台、小型トラック 2 台、ミニバス 1 台、トラック 2 台を購入することとなった。管理当局は、さらにベッドやマットレスを入手した。

PRIDE プロジェクトの一部として、この年、カトリック救援事業会（Catholic Relief Services）は刑務所内の記録管理改善プロジェクトの第一段階を行った。

d. 恣意的逮捕もしくは拘留

憲法および法律によって恣意的逮捕および拘留は禁じられているが、治安部隊は恣意的な国民の逮捕および拘留を依然として行っている。

警察および治安機関の役割

国家警察、DGRE、防衛省（Ministry of Defense）、地方統治省（Ministry of Territorial Administration）および、それほどではないにせよ大統領警備隊が、国内治安の役割を担っている。憲兵隊、軍、軍治安部隊、および DGRE が含まれる防衛省が大統領府の監督下にあり、その結果、治安部隊に対する強力な大統領支配が生じる。国家警察および憲兵隊は、法の施行が主な役割であるが、憲兵隊のみが農村地域を担当している。国家警察には、治安部隊、司法警察、地域治安部隊、および国境警察が含まれ、大統領の直接支配下にある国家安全総合代表（General Delegation for National Security : DGSN）の監督下にある。

警察は、無力で、満足に訓練されておらず、腐敗している（セクション 4.を参照）。刑事免責が問題である。国民は、警察を呼ぶのではなく、自警団による暴力を当てにすることが多い（セクション 6.を参照）。

DGSN は虐待報告を調査し、起訴および審理に値する事例を裁判所へ回している。国内で行われる制裁措置は比較的少ない。この年、DGSN 当局は 49 名以上の治安担当職員に対して制裁措置を取り、このうち兵士および憲兵が 32 名、ならびに警察官が 17 名であった。違法行為には、国民に対する嫌がらせ、汚職、強奪、命令の無視、偽造、および拳銃の危険使用などがある。

国家憲兵隊および軍隊にも虐待の調査を行う特別部署がある。その後、防衛担当国務長官および防衛担当の大統領陣営の副大臣が、虐待者に対して措置を行う。しかしながら、防衛副大臣は、悪質な窃盗、犯罪の共謀、殺人およびその他の主な違法行為を伴う事例については、審理のため軍法会議へと照会する。

常備軍の 2 倍の給与を得る精鋭部隊である BIR では、一般市民への暴力に加担した隊員は、その階級を追われると伝えられている。階級を追われた者たちは常備軍へと格下げされ、給与が 50 パーセント減額される。

2010 年におけるカメルーンの人権に関する法務省報告書によると、2010 年には警察官 296 名が違法行為により措置もしくは審理を受けた。違反行為には、強奪、容疑者逃亡の手助け、身体的危害を引き起こす軍兵器の不正使用、などがある。処罰は、96 名の職員に対し、無給で警告から 3 か月の停職まで様々であった。

またこの報告書には、2010 年の軍事裁判では、汚職から過失致死罪まで計 115 名の兵士・憲兵が関与する犯罪 57 件が審理された、と記されていた。37 名の兵士・憲兵には、過失致死罪、拷問、指示違反、不法逮捕、弾圧、および過失致死未遂などで有罪判決が下されている。罰せられた者の中には、警部および警部補がいた。犯罪犯行直後に取られる措置である予備的行政処分は、文書による警告から最長 6 カ月の停職および 10 日から 12 日の投獄など、様々である。より深刻な

事件は、起訴および量刑手続のために司法に送られるが、それには数カ月もしくは数年すらかかることもある。また、同報告書では、さらに 21 件の訴訟が手続中であると述べられている。

その年、外国の軍関係者が、活動規則および部力増強といった選挙中の政軍関係と治安部隊の役目について、治安部隊に向けて研修を行った。

逮捕手続きおよび拘留中の処遇

法律では、警察が逮捕を行う場合には令状を取得するよう求めているが、これはその者が現行犯逮捕で捕えられるときは除かれる。しかしながら、警察は時折この要求を順守していない。法律では、拘留者は直ちに裁判にかけられると定めているが、これはあまり守られていない。警察は、日常的な犯罪に関与した者を法的には最大 48 時間まで拘留することが可能であり、1 度だけ更新できる。この期間は、国の法廷弁護士の承諾書を持って、起訴前には例外的に 2 回延長することが可能である。それにもかかわらず、警察は時折こういった抑留期間を超過している。法律では、州知事および地域司令部で勤務する文民政府職員のような行政当局により、15 日間の延長期間の間は告訴せずに拘留することが認められている。また、弁護士および家族との接触についても定めているが、拘留者はしばしばその両方への接触を拒否されている。法律では、保釈を許可し、国民が上訴する権利を認め、違法逮捕を訴える権利を定めているが、こういった権利が尊重されることはほとんどない。

恣意的逮捕：警察と憲兵は金曜の午後に頻繁に逮捕を行うが、複数の NGO と弁護士によれば、この年にはそのような件数は減っている。法律では、24 時間以内に逮捕についての司法審査を行うと定めているが、週末は法廷が開かれないため、金曜に逮捕された人々は一般的には早くても月曜日まで拘留される。いくつかの報告によれば、警察と憲兵は、私怨を持つ者から賄賂を受け取り、偽の容疑で「金曜日の逮捕（Friday arrests）」を作り上げることがあるという。治安部隊および政府当局は、引き続き人々の恣意的逮捕および拘留を行っていると伝えられており、起訴や審理もなしに、時には隔離された状態で、延長された期間中彼らは収容されている。

警察は、犯罪者や盗難品の近隣地域の搜索の際に、令状なしに恣意的逮捕を行う。国民や不法滞在の移民などの外国人は、常に身分証明書を携帯することを求められ、警察は、身分証明書を持ち合わせない人々を搜索中に頻繁に逮捕している。7 月と 9 月には、こういった搜索が Mimboman、Etoudi、および Tongolo といった Yaounde の近隣地域で行われた。後に治安部隊は拘留者何名かを釈放しているが、他の者たちは検事局に移され、窃盗、他者への攻撃および脱税などの様々な容疑で年末の時点でも抑留されたままである。

DGSN は警察の嫌がらせにはゼロ容認の方針であると主張しているが、警察および憲兵は、主にナイジェリアとチャドからの不法滞在移民に対して嫌がらせを行い、投獄の対象としている。襲撃の際、治安部隊隊員は、正規の居住許可もしくは商店の在庫品に対する有効受理証がない人々から金を巻き上げている。ナイジェリアからの移民である、この国の大規模なコミュニティのメ

ンバーには、政府職員による差別および虐待について訴えている人々がいる。

政府は、南カメルーン国民協議会（Southern Cameroons National Council : SCNC）の活動に参加したとして、その活動家たちを逮捕した（セクション 3.を参照）。

また、この年、治安部隊は複数のジャーナリストおよび人権活動家を逮捕した（セクション 2.a. および 5 を参照）。

前年とは異なり、警察が売春容疑で女性を路上で恣意的に逮捕することはなかった。

北部州および極北州では、政府は、政府の刑務所制度外において、その者が警察もしくは憲兵、および司法制度に引き渡されるまで伝統的酋長（lamibe）が一時的に拘留することを以前から認めており、実際に私的刑務所が作られている（セクション 1.c.を参照）。

審理前拘留：法律では、審理前に最長 18 カ月の拘留を定めているが、多くの拘留者は審理前に最長で 10 年間待っている。PRIDE プロジェクトによると、被収容者の 60 パーセント超が審理前拘留者である。法律では、捜査結果判明後 3 カ月を超えて若年拘留者を収容してはならないと定めているが、若者たちは時折審理なしに 1 年を超えて収容されている。司法の非効率性、弁護士不足、汚職、および不十分な追跡システムによるファイルの紛失が、審理前拘留が非常に長期間となる一因である。

11 月 3 日の就任式において、Biya 大統領は 1 年以内の懲役刑を下されている何百人もの囚人に対して恩赦を与えた。死刑は終身刑に、終身刑は 20 年の懲役刑にそれぞれ減刑され、10 年の懲役刑は 8 年分が減刑された。

e. 公正な公判の拒否

憲法および法律では独立した司法制度を定めているが、司法制度は依然として腐敗し、非効率であり、政治的影響下にある。裁判制度は、法務省の管轄下にある。憲法は、大統領を「最高判事」に任命しており、従って司法制度の「長」であり、司法制度に対する法的認可の理論的決定者であるが、大統領は公にはこの役割を果たしていない。憲法では、大統領は法制度の独立の保証人であると明記されている。また、高等司法審議会（Higher Judicial Council）の助言を得て全裁判官の使命を行う。

こういった行政機関の影響にもかかわらず、司法制度は独立性を時折実際に証明している。例を挙げると、9 月には、最高裁判所（Supreme Court）は、カメルーン音楽会社（Cameroon Music Corporation : CMC）を解散するという文化大臣の決定は法律違反である、という以前の判決を認めた。裁判所は CMC を以前の地位に復帰させるように文化大臣に命じた。

法体制には、国内法および慣習法の両方があり、多くの刑事訴訟および民事訴訟は、どちらかの法を用いて審理される。刑事訴訟は、一般的には制定法法廷で審理される。

慣習法廷は、相続、遺産、子供の監護権といった家庭内訴訟調停の主な手段となる。慣習法廷は、双方の同意があった時のみ民事訴訟において司法権を用いることができる。いずれの当事者にも制定法法廷で聴取を受ける権利があり、慣習法廷による不利な判決を制定法法廷に上訴する権利がある。

慣習法廷での魔術に関連する有罪判決は、自動的に制定法法廷に移され、そこで第一審の法廷として執り行われる。法律では、「謝礼その他を受け取ったかどうかに関わらず、社会的秩序もしくは平穏を乱し、またはその者個人、資産、もしくは財産を傷つけ損害を与えたことに責任がある、魔術、奇術、もしくは占いを行ったあらゆる者」に対し、2年から10年の懲役刑および5,000CFAフラン（\$10）から10万CFAフラン（\$200）の罰金を定めている。こういった訴訟に判決を下す際には、法廷は目撃者および魔術師の証言、そして容疑者からの自白に頼る。魔術の審理はめったに行われない。

慣習法は、「自然的正義、公平さ、および善意とは矛盾」していない時にのみ有効とされる。しかしながら、農村地域の多くの人々は依然として民法上の自らの権利を自覚しておらず、慣習法に従わなければならないと教えられている。慣習法では、表面上は平等の権利と地位が定められているが、相続と雇用に関して、男性が女性の権利を制限することができる。伝統的な法制度の中には、妻をその夫の法的資産と見なすものもある。農村地域で順守されている慣習法は、その地方を支配している民族グループの伝統に基づいており、そのグループの伝統的支配によって裁かれる。

大統領が戒厳令を宣言し、市民暴動もしくは組織化武装暴力に関連する状況の場合に、軍事法廷は一般市民に関して司法権を実行することができる。また、軍事法廷は、ギャングによる犯罪、強盗行為、路上強盗に関して、それらが拳銃を用いて行われたものである場合には、司法権を有する。

裁判手続き

法律では、被告人が無罪であると推定する公正な公聴会について定められている。陪審制度はない。被告人には、弁護士と共に出席し適宜弁護士に相談する権利があり、政府はおおむねこの権利を尊重している。被告人は、一般的に証人に質問することを認められ、自らのために証人と証拠を提出することを認められている。被告人は、自らの訴訟に関連する政府保管の証拠を入手することができ、有罪判決を上訴することが可能である。指定弁護士はほとんど報酬を受けられないために、貧しい依頼者の法廷代理人は多くの場合優秀ではない。弁護士協会とカメルーン女性法学者教会（Cameroonian Association of Female Jurists）などのいくつかのボランティア組織は、複数の訴訟において無料支援を行っている。拘留者の人権および彼らの拘留状況を改善する

ために EU から資金援助を受けているプログラムでは、拘留者 3,000 名に対する無料法的支援の提供を進めている。

全国民の司法制度の利用を促進するための 2009 年の法的支援法案にもかかわらず、貧しい被告人は公費で弁護士をあてがわれていない。これは主に、こういった作業への報酬が不十分だと主張する弁護士たちからの抵抗によるものである。

政治囚および政治的拘留者

政治的拘留者に関する報告があるが、彼らは全て他の犯罪の容疑をかけられている。

この年、Yaounde 高等裁判所は、複数の人権保護 NGO によって政治囚と広く認められている 2 名の拘留者の審理を繰り返し延期した。元保健大臣（minister of health）であり、Biya 大統領の昔からの側近である Titus Edzoa、および Edzoa の 1997 年の選挙キャンペーン本部長であった、Michel Thierry Atangana は 1997 年に逮捕されたが、これは Edzoa が政権から離れ大統領候補として名乗りを上げた 3 カ月後のことである。彼らは公金横領の容疑で有罪判決を受け、懲役 15 年を宣告された。Edzoa と Atangana 両名は彼らの審理における不正と法廷弁護士との接触を制限されていることについて訴えた。2009 年末には、検事はこの両名に対して横領容疑で新たに告訴の手続きを行い、数週間後には聴取が始まった。2 月には、政府は Atangana 側のフランス人弁護士に対するビザの発給を拒否し、このことで、この年の審理が 1 つ延期となった。

民事訴訟手続きと救済措置

国民には、行政手続きもしくは法律制度を通じて、誤った容疑に対する救済を求める権利があるが、両選択肢には大幅な遅れが伴う。官僚政治の非効率性が原因で、民事裁判所の命令を施行するのは困難である。

f. プライバシー、家族、家庭、通信に対する恣意的な介入

憲法および法律ではこういった行為が禁じられているが、これらの権利は「より大きな国益」のためには制限されており、警察および憲兵が国民に嫌がらせを行い、令状なしに捜査を行い、罰を受けることなく郵便物を開けたり押収したりしているという信憑性の高い報告がある。政府は、引き続き何名かの反対派活動家および反乱分子を監視下に置いている。警察は犯罪容疑者の家族および隣人を拘留することがある。

法律では、警察官が犯罪容疑者を追っている場合には、日中は令状なしに個人宅に入ることが認められている。警察官は、現行犯を追跡している場合には、いつでも個人宅に立ち入ることが可能である。

9 月下旬および 10 月初旬には、10 月 1 日の統一記念日（Unification Day）の抗議運動準備を監視するために、警察は監視下にある SCNC 職員および活動家の自宅に入った。SCNC は、分離を

提唱していることから、政府によって違法であると見なされている英語圏（Anglophone）の団体である。政党あるいはその他の法的認可組織となるための申請書を提出したことがないため、この団体には法的地位はない。

知事や長官などの行政当局は、近隣の搜索を令状なしに行う権限を警察に与えることができる。時には、こういった搜索は、犯罪容疑者、盗品もしくは非合法製品の搜索において、家々に強制的に立ち入ることがある。時折治安部隊は近隣地域を封鎖し、組織的に家々を搜索し、時には恣意的に人々を逮捕し、不審もしくは非合法的な品目を押収する（セクション 1.d.を参照）。身分証明カードを持ち合わせない国民は彼らの身元確認が行われるまで拘留され、その後釈放される。警察が携帯電話などの電子機器を恣意的に押収したという訴えがいくつかある。

極北州では、Diamare 区の Meskine の伝統的支配者が、この年、何名かの容疑者を彼らの土地から恣意的に立ち退かせたと人権保護組織が報告している。

セクション 2.次の事柄を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

言論および報道の自由の状況

法律では言論と報道の自由が定められているが、メディアの違法行為を刑事罰の対象にもしており、この年政府は、言論と報道の自由を制限した。政府職員は、政府方針を批判している、もしくは政府方針と衝突する見解を表明している個人もしくは組織を脅し、嫌がらせを行い、逮捕し、平等な待遇を与えていない。

言論の自由：公然とあるいは内密に政府を批判した者は、時折報復にあっている。政府は政治集会を監視することで批判を妨げようとしている。

1 月 26 日、南西州の Buea 大学の副学長は、学生リーダーである Stanley Eyongetta Njieassam を、副学長を批判し政府方針に異議を申し立てたとして停学にした。この停学は、2 月 26 日に解除された。

4 月 29 日、大統領を公然と批判したとして 2010 年に 2 度逮捕された作家 Bertrand Teyou が罰金を支払って刑務所を出所した。2010 年 3 月に憲兵が Teyou を逮捕し拘留したのは、彼の本『*The Antecode Biya*』の出版式において、「陰險な言葉」で大統領について述べたという理由である。Teyou は後に陰謀を企て、暴動を扇動し、社会的秩序の混乱を企て、危険な行動をとったという容疑をかけられている。8 日間拘留された Teyou は、別の本の出版に関して、2010 年 11 月に再び逮捕・拘留された。第一審の Douala 裁判所では、名誉棄損、侮辱的言動、違法抗議活動で有罪とし、彼に罰金 200 万 CFA フラン（\$4,000）という判決を下した。Teyou はこの罰金を支払うことができず、4 月に釈放されるまで刑務所に拘留された。

報道の自由：この年、約 400 紙の民間の新聞が発行されたが、定期発行する十分な資金があるのは、25 紙のみと推定された。政府は、不定期にメディア規制を強化し、時折政権批評家にとって困難な要件を選択的に実施している。政府は、引き続き民間の報道機関を支援する公的資金を供給しているが、政府批判が少ない報道機関を選んで資金を供給し、政権に賛同する報道を行うよう指示を与えている。政府職員は、名誉棄損法を拡張的に利用し、自らを批判したジャーナリストを召喚し、新聞の差し止めを行っている。民間メディアは、大統領府もしくは首相府に承認されておらず、大統領の公務外出に同伴するよう案内を受けることはない。国境なき記者団はこの国を 9 月 26 日から 10 月 2 日まで訪問した後、法律は一般犯罪とメディアの違法行為を混同し、国政職員と行政職員に過大権力を与えており、情報利用および情報源の機密保持については十分な保護が得られていないと記している。

暴行および嫌がらせ：この年、治安部隊はジャーナリストの拘留、逮捕、および虐待を行った。カメルーンのジャーナリストによる国家通信社（National Syndicate of Cameroon Journalists : SNJC）は、3 月 31 日に発表された声明において、この年の初めからジャーナリストが犠牲となって続けている嫌がらせと道徳的圧力を糾弾した。SNJC は政府に対し、憲法で定められている国民の公共の自由を尊重するよう求めた。3 月 9 日、ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists : CPJ）は、Biya 大統領に文書を送り、以前からの報道の自由の侵害について懸念を表した。CPJ は大統領に対し、メディアとのわだかまりを静めるために、治安部隊と刑法の行使に責任がある大統領政権メンバーを拘束するよう求め、名誉棄損の問題を民事裁判に持ち込むような改革に着手するように要請した。

1 月 20 日、南部州の Mvila 区、Ebolowa では警察本部長（Police Commissioner）の Evina が *Le Messenger* 紙に勤務するジャーナリスト、Rodrique Tongue に暴行を行い殴打した。暴行の理由は不明であった。この本部長に対しては、何も措置が取られなかった。

9 月 16 日、作戦特殊部隊（Special Group for Operations）の警察官が Yaounde 近隣の Anguissa において *Le Jour* 紙のジャーナリストである Ulrich Fabien Ateba Biwole をひどく殴打し負傷させた。Ateba Biwole は、通りで武装した男たちが同伴していた市民風の服装をした人々の団体について尋ねていた。後に Ateba Biwole は、この武装男性たちが警察官であったことを知るが、彼らは Ateba Biwole がジャーナリストだと分かったと暴力をふるった。

またジャーナリストも逮捕され拘留されている。

3 月 30 日、警備職員は、Yaounde 拠点の日刊紙、*Le Jour* 紙の Adamawa 州特派員、Lamissia Aldorarc を逮捕し隔離して拘留した。武装反乱を企てた容疑を調査していた Aldorarc は、DGRE の Adamawa 州事務所に数日間収容された。

9月5日、警察は民間の隔月月刊誌 *Generation Libre* の編集者、Francois Fogno Fotso を逮捕した。この雑誌が2010年10月に、税務署員による汚職容疑の詳細記事を公表したためである。9月5日から9日にかけてFotsoは弁護士の立会なしに尋問され、記事の情報源を明らかにするよう圧力をかけられた。9月9日、Fotsoは裁判所に出廷したが、告訴されず、その後Yaoundeの軍警察監督下に戻された。Fotsoは2010年10月の記事以降、軍警察によって4度召喚されたが、彼らの要求には応じなかった。カメルーンの愛国者ジャーナリスト協会（Association of Patriot Journalists of Cameroon）は、公式声明において、「勇気を持って仕事を遂行したジャーナリストに対する恣意的逮捕」として批判した。

また治安部隊は、外国メディアの報道機関となっているカメルーン人ジャーナリストを逮捕し拘留している。

例を挙げると、2月23日、DoualaのMboppi憲兵隊旅団の複数の憲兵がAgence France Pressの特派員であるReinnier Kazeを逮捕し、24時間にわたって隔離拘留した。Kazeは、Doualaの反Biya行進を報じていた。憲兵は同じときに他のジャーナリスト数名も逮捕し、それには汎アフリカ主義のテレビ会社、Vox Africaの取材チームも含まれていた。

ラジオは依然として最も重要なメディアであり、多くの国民が利用している。この国では約375局の民間ラジオ局が運営されており、その4分の3はYaoundeとDoualaにある。政府は、非営利地方ラジオ局に放送申請書を提出するよう求めているが、これらの局にはライセンス料が免除されている。ラジオおよびテレビの民間放送局はライセンス申請書を提出し、申請書と共に申請料金を支払わなければならない。ライセンスが発行されると、局は年間ライセンス料を支払わなければならない。これは一部の局にとっては高額である。政府はこの年には新規放送ライセンスを発行しなかったが、政府の行政裁量方針の下でライセンスなしに運営されている会社もあった。

地方コミュニティの数カ所のラジオ局は、国連教育科学文化機関（UNESCO）および諸外国からの資金で運営されている。政府は、こういった局では政治について論じることを禁じている。

テレビは、活字メディアよりも普及度は低い。都市部では世論形成において影響が大きい。民間のケーブルテレビネットワークは1局ある。19局の独立テレビ局は政府批判には言及していないが、時には彼らのニュース放送で貧困、失業状態、および貧弱な教育制度について焦点が当てられ、政府の職務怠慢や汚職について指摘している。国有のカメルーンラジオテレビ（Cameroon Radio and Television : CRTV）は、テレビとラジオ両方で放送を行っている。政府は、CRTVの番組への資金提供のために税金を課しており、これは他の独立放送局よりも明らかに優遇している。

政府は、国内最大の広告主である。一部の民間メディア企業は、政府職員が広告を出すという契約を利用して（もしくは、広告を控えるという脅しを利用して）、政府活動の報道に影響を及ぼし

ていると伝えている。

検閲もしくは内容制限：ジャーナリストおよびメディア報道機関は、自己検閲を実行している。

名誉棄損法：報道の自由には、批判を抑える厳格な名誉棄損法による制約がある。これらの法律は、政府に対し、その独断と原告の要求によって、名誉棄損の民事訴訟を刑事罰の対象とする、もしくは大統領および他の政府高官職員に対する誹謗容疑の場合には名誉棄損の刑事訴訟を起こす権限を与えている。名誉棄損犯罪は、懲役刑もしくは高額な罰金によって罰することができる。この名誉棄損法は、被告人側に立証責任を課している。政府職員は、この法律を悪用し、地元ジャーナリストが汚職と虐待行為に関して報じないようにしている。

例えば、3月24日、Douala-Ndokotiの第一審は、*Parole*紙の発行元であるJean Marie Tchatchouangに対し、執行猶予6カ月の懲役刑と100万CFAフラン(\$2,000)の賠償金をErnest Ngalleに支払うようにという判決を言い渡した。この人物は、Doualaのバス会社Socaturの本部長であり、容疑はこの本部長に対する名誉棄損であった。2010年の9月から12月にかけて、Tchatchouangは、Ngalleが着服したとして告発する多数の記事を発行したためである。法廷は、この新聞の未確定期間の差し止めも行った。

インターネットの自由

インターネットの使用に関して政府は制限を行っておらず、政府がeメールやインターネットのチャットルームを監視しているという報告もない。個人と団体は、eメールなどのインターネットを通じて穏やかに意見を述べることができる。

3月8日、MTN-Cameroonは、自社インターネットサービスの顧客に、政府が自社ネットワークのツイッターSMSの停止を要求していると通知した。郵政省（Ministry of Posts and Telecommunications）は、この手段をとったことを公式には否定したが、何名かの政府職員は諜報機関が停止決定を行ったと断言している。停止期間は短期間であった。

学問の自由および文化的催し

学問の自由に関する法的制限事項はないが、国家安全保障の情報提供者が大学のキャンパスで活動していると伝えられている。教授たちは、野党政党もしくは国民の政府批判に参加すると、自らの専門分野でのチャンスに影響を与える可能性がある、と述べている。

b. 平和的集会および結社の自由

集会の自由

法律によって集会の自由が定められているが、実際には政府がこの権利を制限している。この法律では、市民集会、デモ、行進の組織者に対して、事前に当局者に届けるよう求めているが、市民集会に対する事前の政府承認を必要とはしておらず、また政府に対して、事前承認がない市民

集会を差し止める権限を与えてはいない。しかしながら、政府職員は、法律によって暗黙のうちに市民集会に許可を与えるもしくは与えないことを決定する権限が政府にあると日常的に主張している。結果的に、政府が、政府を批判する人々や団体が組織する集会に許可を与えないことがしばしばあり、許可を与えていない市民集会を差し止めるために武力を行使している。また政府は、大統領選挙、汚職、および権力の乱用についての批判が予想される場合には、市民社会組織および政党が記者会見を開くことを禁じている。

2月には、Wouri 区の長官が、2008 年 2 月の暴動を追悼する Douala における犠牲者週間 (Martyrs' Week) の行進と会合を禁じた。長官は、政治社会組織と市民社会組織によって開催される計画イベントが社会的秩序を乱す可能性があるとして主張した。

9 月 10 日、Garoua の憲兵たちが、Association Citoyenne de Défense des Intérêts Collectifs の集会を中断させた。この組織は、大統領候補者たちの農業政策案について人々に概要を伝えようとしていた。

当局は、SCNC に会合および集会の開催許可を与えることを拒否し、治安部隊は SCNC 活動家を逮捕し拘留した (セクション 3.を参照)。

治安部隊は、この年を通じて、国民、労働組合、および政治活動家のデモ、集会、および会合を強制的に中断させた。治安部隊による過度の武力行使によって、デモ参加者に多数の負傷を負わせることとなった。

例を挙げると、2 月 23 日、Douala 機動隊は、2008 年 2 月の暴動犠牲者を追悼するために野党政党と人権保護組織および活動家によって組織されたデモを、放水車と催涙ガスを用いて中断させた。

5 月 31 日、警察はカメルーン食料自給同盟 (Cameroon Coalition for Food Self-Sufficiency) のメンバー 37 名を拘留し、農園と輸入制限に対する政府の更なる支援を求めるデモに 200 名以上のメンバーを参加させないようにした。

結社の自由

法律によって結社の自由が定められているが、実際には政府がこの権利を制限している。法律では、あらゆる形での国の分離を唱導する組織を禁じており、SCNC は、その組織の目的によりあらゆる集会が違法となるため、SCNC の集会は中断させられることになる (セクション 3.を参照)。

政党、NGO、もしくは結社に対する政府の認定条件は、達成困難で、膨大な量であり、不平等に強制的である。このプロセスにより、多くの結社は不確かな形で運営することを強いられ、彼らの活動は許容されているものの正式には承認されていない。

c.宗教の自由

www.state.gov/g/drl/irf/rpt にて、国務省の *国際的宗教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)* を参照のこと。

d.移動の自由、国内避難民、難民保護、および無国籍者

憲法および法律では、国内の移動、外国旅行、移民、および帰還の自由が定められているが、治安部隊は、この年、国内旅行および海外旅行の妨害を行った。

政府は、国内避難民、難民、亡命希望者に対する保護と支援を提供するにあたって、国連難民高等弁務官事務所（UN High Commissioner for Refugees : UNHCR）およびその他の人権保護組織と協力している。

国内の移動：街や多くの幹線道路の道路封鎖地点や検問所で、治安部隊は賄賂を巻き上げ、旅行者に嫌がらせを行っている。警察は頻繁に旅行者を呼び止め、治安対策および移民規制措置として身分証明書類、車両登録、および税金申告用レシートを確認している。法律で定められているように身分証明カードの携帯を怠った者を警察が逮捕し殴打したという、信憑性のある報告がある（セクション 1.d.を参照）。

2 週間の大統領選挙戦の間、政府は、大統領が遊説開始のために Maroua へ移動した日と、戻ってくる日の他は、あらゆることに対して国の領空を閉鎖した。対立候補たちは、この領空閉鎖は自分たちの選挙活動を制限する目的のものと非難した。

海外旅行：また政府は、選挙前日の晩から投票所が閉まるまでの間、国境を閉鎖し、全フライトをキャンセルした。

国外追放：法律では、強制国外追放を禁じており、政府はそれを行っていない。しかしながら、何名かの人権保護監視員と政府反対派は、政府に脅威を感じていることから、引き続き自主的に亡命している。

国内避難民 (IDP)

2005 年、Adamawa 州の Djohong 村と Ngaoui 村とその周辺の 1 万人から 1 万 5 千人の難民および住民が、中央アフリカ共和国 (CAR) の身元不明の武装グループによる攻撃と略奪を受けた後、強制退去させられた。Adamawa 州の職員は、難民のほとんどは地域に溶け込み、数百人の IDP のみが残っていると報告している。IDP の子供は地元の学校に通学し、政府は難民に医療を行っている。この年、政府は UNHCR と協力して残りの IDP を保護および支援しているが、UNHCR が報告した統計データに組み入れられている IDP の数は、あまりに少ない。

難民の保護

国の法律では、亡命認定もしくは難民認定の付与が定められており、政府は難民保護システムを設立している。

この国は、約 10 万人の難民を引き続き受け入れており、それらの圧倒的多数は CAR からの難民である。難民は、基本サービスについては受け入れ国の国民と同じ権利を与えられている。一般住民と同様に難民が法的救済策を利用することについては限りがある。

一次的保護：また、政府は難民資格が受けられない人々に対する一時的保護を行っており、12 万 4 千人を超える人々に対してこの保護を与えている。これには CAR からの 11 万人、チャドからの 7,500 人、ナイジェリアからの 4,000 人が含まれている。

セクション 3.政治的権利の尊重：政治体制を変える市民の権利

法律では、平和的に政治体制を変える権利が国民に定められている。しかしながら、Biya 大統領と CPDM メンバーは、司法制度を含む政治的プロセスの重要側面を支配している。

選挙と政治への参加

最近の選挙：10 月 9 日、CPDM のリーダー Paul Biya は、投票数の 77 パーセント超を獲得し、彼が 1982 年以来その地位にある大統領の再選を果たした。選挙は平和的に行われたが、不正行為によって損なわれたものであった。この不正行為には、投票所開場の遅れ、多数の重複記入がある有権者リスト、登録カードの配布時間が十分ではない、選挙職員の研修が不十分である、および改ざん防止インクがない、といったことが含まれていた。これらの欠点は、事実上数知れないほどの投票者から選挙権を奪い、複数投票や不正投票が入った投票箱を用いるチャンスを生んだ。国内外の立会人は、不正行為は選挙結果には有意に影響していないと結論付けた。海外在住の国民は、登録して投票を行った。

野党は単独候補の下での団結に失敗したため、反対票は 22 候補に分散し、投票者の無関心と冷笑の一因となった。UN の特別諮問資格組織である、人権・平和支援運動センター（Centre for Human Rights and Peace Advocacy : CHRAPA）によれば、投票したのは人口の 30 パーセントに満たなかったという。だが政府は、人口の 66 パーセントが投票したと宣言した。

選挙は、2006 年に設立されそのメンバーは大統領によって任命された、カメルーン選挙委員会（Elections Cameroon : ELECAME）によって行われた。ELECAME の本来の 12 名の選挙管理委員会（Electoral Council）のメンバーは、元 CPDM の活動メンバーで、ELECAME の信頼性と客観性について国民の疑念が生じる結果となった。5 月、政府は選挙法を改正し、委員会のメンバーを 12 名から 18 名に増やした。7 月、大統領は 6 名の新しいメンバーを任命したが、その中には市民社会の重要人物も複数含まれていた。10 月 7 日、新しく任命された者のうち 1 名が、広報

活動の一部を管理するために CPDM から金銭を受け取った容疑で追放された。

選挙後、最高裁判所は政党から 20 件の訴状を受理し、そのうち 10 件は不正行為の結果である選挙結果を部分的あるいは完全に無効とするよう要求していた。10 月 19 日、法廷は、証拠不十分もしくは提出遅れにより全訴訟を棄却した。

CHRAPA によると、国営メディアによるキャンペーン活動の報道には偏見があり、現職者のキャンペーン活動については克明に報道されていたが、野党政党に対してはそうではなかった。

政府は、選挙で選ばれた市長たちよりも権限を持つ大統領任命の代理人によって運営される自治体の数を大幅に増加させ、それら地元住民の公民権を事実上剥奪している。代理人によって運営されている市には、ほとんどの州都と反政府寄りの一部の区を中心都市が含まれる。しかしながら、この手法は、支配政党である CPDM を支持する傾向がある南方の州ではほとんど実践されていない。選挙で選出された市長がいる自治体では、選出された地方政府はその歳入と管理担当官のほとんどについて中央政府に依存しているため、地方自治には限界がある。

政党：253 を超える登録政党がある。しかしながら、意味があるレベルの支援が得られる政党は 10 党に満たず、国民議会（National Assembly）に議席があるのは 5 党のみである。CPDM は国民議会において圧倒的多数を有している。野党政党には、英語圏（Anglophone）の州やその他の主要都市を拠点とする、社会民主戦線（Social Democratic Front : SDF）、民主進歩国民連合（National Union for Democracy and Progress）、カメルーン民主連合（Cameroon Democratic Union）、およびカメルーン人民連合（Union of the Peoples of Cameroon）がある。

支配政党の党员には、半官半民組織および行政府における重要な仕事を割り当てられるなどの大きな利点が与えられている。大統領は首相を含む全閣僚を任命し、また CPDM 職員としての役割も果たす 10 州の各知事も任命する。大統領には、58 の地方行政機構の重要な下級ポストのメンバーを任命する権限もある。政党登録および候補者登録の要件が煩わしいものであるために、政治的活動は制限されている。

2008 年、国民議会は大統領の任期期限を撤廃し、大統領の刑事免責に関する条項を追加する憲法改正案を通過させた。この提議に関して相当な国家的議論が後になって起こったが、国民議会は議論を認めず、全政府機関部門での CPDM の自由支配を強調するやり方で、結局のところこの改正を通過させた。選挙民にも選出された代表者にも、合法的な権力行使の結論に影響を与える機会にはなかった。

英語圏の北西州および南西州の住民は、野党 SDF 党を支持する傾向があり、結果として政府および治安部隊による人権侵害に特に苦しめられていると主張している。英語圏コミュニティは公共部門で過小評価されていることについて不平を申し立てている。東部、極北、北部、および

Adamawa 州といった特定のフランス語圏 (Francophone) 地域の住民も、代表不足および政府の軽視に対して同様の不平の声を上げているが、この 2 つ地域内において、英語圏の人々は公共部門の物資およびサービスの公平な取り分を受け取っていないと主張している。英語圏の州の多くの住民は、国家的政治改革ではなく地域自治を取り戻すことによる、より大きな自由、チャンスの公平性、およびより良い政府を求めており、彼らの目標追求においていくつかの類似の政治組織を形成している。

当局は、野党に会合や集会の開催許可を与えることを時折拒否し、SCNC 活動に参加するその活動家たちを逮捕している。政府は SCNC を違法であると見なしており、これは、SCNC が分離を唱導し、政党もしくは政治的組織として決して登録しないためである。

2 月 9 日、北西州 Mezam 区の Bali 区画 (subdivision) の憲兵が、南カメルーンの独立を求め南カメルーン人を虐待しないように政府に警告している、地区巡回隊長である Ayamba Ette Otun と SCNC メンバー他 2 名を、逮捕し 5 日間拘留した。

10 月 1 日、この日はカメルーンの英語圏州およびフランス語圏州の統一記念日であり、治安部隊は Limbe、Tiko、Buea、Bamenda、および Kumbo における SCNC の集会と抗議会合を中断させた。また、治安部隊は何名かの SCNC リーダーの住居を封鎖し、Limbe、Buea、および Tiko において、SCNC 活動家を逮捕・拘留した。

女性と少数民族の参加：女性は国民議会において 180 議席中 23 議席、61 の閣僚ポスト中 6 つのポストを有しており、CPDM などの主要政党内では数名が高い地位に就いている。

ピグミーは、国民議会に選ばれておらず、政府幹部職にも選出されていない。

セクション 4.公務員の汚職および政府の透明性

法律では、公務員の汚職に対して刑罰が定められている。しかしながら、政府は事実上この法律を施行しておらず、汚職は政府のあらゆるレベルで蔓延している。職員は罰せられることなく頻繁に贈賄に関与しており、世界銀行の最近の世界ガバナンス指標 (Worldwide Governance Indicators) では、汚職が深刻な問題であるとされている。公共認識では、司法職員および行政職員はあらゆる状況で賄賂を受けやすいとなっている。6 月に国家統計研究所 (National Institute of Statistics) は調査結果を発表し、カメルーン人世帯の 87 パーセントは汚職がこの国の主要な問題であると見なしていることを示した。

この年、政府は汚職、着服、管理不行き届きで何百名もの政府職員に制裁を行った。

2010 年におけるカメルーンの人権に関する法務省報告書によれば、2010 年、当局は汚職 20 件、

公的資金の着服 235 件を調査した。法廷は、汚職 16 件、公的資金の着服 231 件について聴取を行った。

汚職防止国家委員会（National Anticorruption Commission : CONAC）は、国の主要独立汚職防止機関である。しかしながら、この委員会は大統領に従属的であり、自治権に欠けている。2008 年 1 月から 2010 年 12 月の間に、CONAC は汚職に関する 723 件の申し立てを受理したが、そのうち 132 件は着服に関連するもので、41 件は取り扱い困難な暴行に関するものであった。CONAC は受理した全訴訟について起訴を勧告した。

2010 年には、マネーロンダリングを追跡する独立財政課報部である、国家財政調査部（National Financial Investigations Unit : ANIF）が、不審取引が認められた 124 件のうち 35 件の報告書を司法当局に照会した。2005 年 5 月と 2010 年の間には、不審取引が認められた 450 件の報告書のうち 139 件について、ANIF が司法当局に照会した。ANIF が照会した 139 件の報告書のいずれかについて対応する審理や聴取は行われていないことが、ANIF には報告されている。

警察は腐敗している。伝えられるところによれば、人々は警察および裁判官に対して賄賂を贈り、自由を確保している。警察は検問所で賄賂を要求し、報告によれば、影響力の大きい市民は、警察に賄賂を贈ることで個人的諍いに関与している人々を逮捕もしくは虐待してもらっている。

警察はこの年、汚職に対する制裁措置を受けた。汚職で有罪判決を受けた何名かの職員は、職務から解任されたが職に留まっている。

例を挙げると、3 月、DGSN は、その職員である、DGSN の監査長官 Victor Hugo Mbarga Mbarga、および DGSN 西部州代表 Ayafor Bernard Tangye を政治腐敗を悪化させたとして解任した。

10 月 13 日、憲兵隊担当の国務長官は、Ebolowa-Ambam-Kye-Ossi 幹線道路でトラック運転手から金銭を巻き上げた憲兵隊員 13 名を逮捕するよう命じた。この 13 名は、年末の時点で審理待ちで拘留されている。

司法の腐敗も問題である。いくつかの報道によると、司法当局は拘留者の家族から、その親族である拘留者の減刑や無条件の釈放と引き換えに違法に金銭を受け取っているという。裁判官は、行政機関の影響を受けやすく、政府の圧力によって訴訟手続きを頻繁に取り止めたり遅らせたりしている。権力のある大勢の政治関係者もしくは企業関係者は、実質的に起訴が免除されており、政治的に機微な事例は時には賄賂によって解決される。

農業担当職員が関与した 47 件の汚職訴訟で司法に回されたものは、2010 年には進展がなかった。

2010 年 10 月、Wouri 高等裁判所は、カメルーン航空 (Cameroon Airline) の前本部長 Paul Ngamo

Hamani の審理において公開聴取を行った。この人物は、2009 年 3 月に着服によって逮捕されている。この年末の時点で、審理は継続中である。

3 月 21 日および 4 月 25 日、Douala 高等裁判所は、国有の国内石油配給会社 (National Petroleum Distribution Company) の前本部長 Jean-Baptiste Nguini Effa と彼の側近の共犯者 6 名を 2009 年に逮捕・拘留した件について、聴取を行った。彼ら皆には着服の容疑がかけられている。この年末の時点で、審理は継続中である。

憲法および法律では、内閣閣僚などの政府高官に対して資産を公表するように求めている。しかしながら、大統領は年末までにその法の施行のための必要法令発布を行わなかった。

国民の政府情報利用を定める法律はないため、情報を入手するのは困難である。統計資料、様々な行政機関間で取り交わされた書簡、法律草稿、および調査報告書といった多くの政府文書は、一般市民もしくはメディアは入手することができない。

セクション 5. 人権侵害疑惑に関する国際調査および非政府系調査についての政府対応

数多くの国内外の人権保護団体が人権に関する事例について調査し結果を公表しているが、この年、政府職員は、人権保護 NGO メンバーへの嫌がらせ、囚人への接触の制限、情報共有の拒否、NGO 個人に対する脅しや暴力により、多くの地元の人権保護 NGO の活動の有効性を繰り返し妨害した。

こういった制約にかかわらず、数多くの地元の独立人権保護 NGO が活動している。これらの NGO には、全国人権連盟 (National League for Human Rights)、人権と自由のための組織 (Organization for Human Rights and Freedoms)、女性反暴力協会 (Association of Women against Violence)、人権と自由の擁護活動 (Movement for the Defense of Human Rights and Freedoms)、カメルーン女性法律家協会 (Cameroonian Association of Female Jurists) などがある。

政府は、地元 NGO と協力し、児童労働、女性人権および人身売買に取り組んでいる。

政府は、この年に複数の人権保護活動家を逮捕した。

例を挙げると、2 月 11 日、Douala において、Bonanjo 近隣の沿岸憲兵隊軍隊の複数の憲兵が、Biya 政権に反対し一般市民への抵抗の呼びかけを複数地域に行っていた、政治活動家であり人権保護活動家である Mboua Massock を逮捕・拘留した。Massock は同様の活動で 2009 年と 2010 年にも逮捕されており、尋問の後、10 時間後に釈放された。

2010 年 2 月以降、当局は、人権保護促進と人民のための団結 (Solidarity for the Promotion of

Human Rights and Peoples) の幹事長 (secretary general) であり、アフリカ中部人権保護ネットワーク (Network of Human Rights Defenders of Central Africa) の事務局長 (executive director) である、Maximilienne Ngo Mbe に嫌がらせを行い、監視を実施している。2010 年 2 月、Ngo Mbe は、アイルランド・ダブリンでの第 5 回人権保護擁護者公開討論において、この国の人権状況についての報告を発表した。彼女は、その後「共和国大統領のイメージを傷つけた」という脅迫状を受けとり、何度も盗難の被害に遭った。この年、Ngo Mbe はナンバープレートのない車に後をつけられ、電話は録音され、PC、携帯電話、財布が盗まれた。

NCHRF は、資金不足によって活動に支障が出ていることに変わりはないが、この年、人権侵害について数多くの調査を行い、刑務所を訪問し、拘留中の容疑者に対しての治療を試み、司法職員、警備員、およびその他の政府職員に対するいくつかの人権保護セミナーを開催した。NCHRF が政府の人権侵害を公然と非難することはまれだが、治安部隊による人権侵害の個別のケースにおいては NCHRF スタッフが政府職員に介入している。この年、NCHRF は大統領選挙中に学んだ教訓についてセミナーを主催した。

この年、引き続き NCHRF は、「金曜日の逮捕」(出廷までの時間を引き延ばすために金曜日に人々を拘留すること) を止めるよう尽力した。1 月 26 日、NCHRF は報告書を公表し、その中で行政拘留をいくつかの行政当局の手中にある「凶器」として述べている。

6 月、NCHRF は、アフリカ中部における人権と民主主義のための国連センター (UN Center for Human Rights and Democracy in Central Africa) によって Yaounde で開催されたワークショップに、他の小区域国家人権機関とともに参加した。

UN およびその他国際機関：政府は地元 NGO の取り組みを妨害しているものの、国際政府機関とは連携し、ICRC などの UN 代理機関およびその他組織による訪問を許可している。

2 月、政府は、抑留状況およびその他の問題について調査を行っていた、人民と人権に関するアフリカ連合委員会 (African Union's Commission on Human and Peoples' Rights) の代表団の訪問を円滑に行った。

政府系人権団体：国民議会の憲法、人権および自由、司法、立法、規則、および管理委員会は、政府が提出した人権法案を見直し、成人の人身売買を刑事罰の対象とする法律が 11 月 29 日に国民議会を通過することに貢献した。

12 月 6 日、政府は 2010 年におけるカメルーンの人権に関する法務省報告書を公表し、これは、汚職やその他不適切な行為によって告訴された政府職員に対して行われた、法的措置および懲戒処分など、人権問題に取り組む政府の措置について主に焦点を当てていた。この報告書では、2010 年に行われた、何百件の調査、懲戒処分、および起訴について記録されている (セクション 1.c.、

1.d.、およびセクション 4.を参照)。

セクション 6. 差別、社会的虐待、および人身売買

法律では、人種、言語、もしくは社会的地位に基づく差別を明確に禁じてはいないが、性別に基づく差別を禁じ、「何人も平等な権利と義務を有する」と規定している。政府は、これらの規定を事実上施行しておらず、女性、人身売買された者、少数民族、ゲイおよびレズビアン、ならびに魔女容疑者に対する暴力と差別が問題である。法律では、同性愛行為は禁じられている。

女性

強姦および家庭内暴力：法律では、強姦を刑事罰の対象としており、有罪判決を受けた強姦犯は 5 年から 10 年の懲役刑を課されるが、警察と法廷が強姦事件の調査や起訴を行うことはまれである。法律は、配偶者による強姦には対応していない。2009 年に行われた調査では、1970 年から 2008 年の間に、何十万人もの少女および女性が強姦されたと報告されている（セクション 6. 子供を参照）。性的暴力に関する社会的タブーにより、大多数の強姦は報告されない。例えば、メディアがこの年に報道した強姦事件はたった 4 件であり、南西部州の Buea で 1 件、Yaounde で 3 件である。この Buea の事件では、調査が犯人逮捕に結びつかなかったが、Yaounde では警察が犯人容疑者 3 名を逮捕し、この 3 名は強姦で起訴され、年末の時点では審理待機中で拘留されている。

ドイツ国際協力機関（German Agency for International Cooperation）は、地元の複数の NGO と連携し、強姦に対して関心を高めるキャンペーンを引き続き行い、強姦に対する刑罰規定について国民に情報を与えている。キャンペーン活動としては、メッセージが書かれたパンフレットや T シャツの配布、学校や女性協会での協議、およびラジオ放送がある。

法律では、家庭内暴力を特に禁じてはいないが、暴行は禁じられ、懲役と罰金によって罰せられる。2008 年の Douala を拠点とする NGO、La Maison des Droits de l'Homme による調査では、女性の約 39 パーセントが身体的暴力に苦しめられていると報告されている。女性の権利擁護者たちは、家庭内暴力に対する刑罰が不十分であると主張している。配偶者による虐待は、離婚の法的根拠とはならない。

女性器の暴力的な切除（FGM）：極北州、東部州、南西州の隔絶された地域では、18 歳を超えた女性が FGM の被害にあっている。だが、多くの FGM の犠牲者は子供である（セクション 6. 子供を参照）。

セクシャルハラスメント：法律では、セクシャルハラスメントは禁じられていない。政府は、この問題に関して一般市民向けの教育キャンペーンを全く行っておらず、その発生に関して入手で

きる統計データはないものの、蔓延していると考えられている。

生殖に関する権利：夫婦や人々には、自由にそして責任を持って、子供の数、その子供を持つ間隔、およびタイミングを決める権利があるが、社会的圧力によって避妊およびその他すべての性に関連する事柄について議論するのは、特に北部農村地域において、依然としてタブーとされている。妊婦健診、専門技能がある者の出産立会、および産後ケアについては、多くの女性、特に農村地域に住んでいる女性が利用できていない。2008年の統計データによれば、産婦死亡率は出生件数10万件当たり、1,000件と推定されている。NGOとの連携の下、政府は夫婦、特に男性に対して、責任ある子供出産の間隔について教育するプログラムを実施している。保健相（Ministry of Public Health）は、責任ある親の立場についてラジオやテレビの情報番組を制作し、子供を持つタイミングの間隔をあけるために避妊を行うように夫婦に勧めている。また夫婦たちは、受胎前にHIV/AIDS検査を受けるよう勧められ、診療所では妊婦向けHIV/AIDS検査を多くの妊婦が受けるようにする取り組みが続いている。女性は性感染症について平等に診断および治療され、この病気に対する政府および市民による全ての社会キャンペーンは、男性と女性双方を対象としている。

差別：憲法の条項では女性の権利が認められているにもかかわらず、女性は男性と同じ権利と特権を享受しておらず、市民法の条項の中には女性に対して不利なものもある。例えば、法律では、夫に対して自分の妻が働く権利を拒否することを認めており、また男性は、商業法廷の事務官に通知することで、商業活動に自分の妻が関与する権利を止めさせることもできる。慣習法では、多くの地方で女性がその夫の所有物として見なされていることから、女性に対してさらなる制限が課されている。慣習および伝統が重要であるため、女性を保護する市民法は尊重されないことが多い。例を挙げると、一部の少数民族グループでは、女性は自身の夫からの相続から除外されている。女性の地位向上・家族省（Ministry of Women's Empowerment and the Family）は、女性の法的権利を向上させるために他の政府機関と協働している。

子供

出生届：公民権は両親から得られるものであり、出生を登録するのは両親の責任である。両親は子供が出生した病院もしくは診療所から出生申告書もらい、その申請書をすべて記入しなければならない。その後市長のオフィスで出生証明書が発行されると、記録が完了し承認される。大勢の子供が正式な医療施設で出生していないため、多くの両親は地元行政府に届け出ることができず、よって多くの出生が登録されていない。未登録の出生に関する統計データは、入手できていない。最近では、政府は辺鄙な地域には特別市民状況センターを設け、農村住民が彼らの子供を登録できるようにしている。これらの手段を利用することができない国民は、子供を学校に登録するもしくは国民身分証明カードを得るために必要な出生証明書を捏造する業者を頼ることとなる。政府は、2005年に開始したBaka族（ピグミー）に対する出生証明書発行プログラムを継続しているが、Baka族の多くは出生証明書を持っていない（セクション6.先住民族を参照）また、このプログラムでは、Baka族が学校に登録するよう支援を行っている。

教育：通学は14歳になるまでの義務であるが、両親は小学校生徒の制服と教科書代、中等学校生徒の授業料およびその他の費用を支払わなければならない、多くの子供にとって教育費は負担しきれないものとなっている。政府は、新しい教室の建設、新しい先生の勧誘、および冷水器の配布によって、学校を利用しやすいようにする3カ年プログラムを継続している。

カメルーンの投資に関する *Jeune Afrique* の9月の報告によると、少女の47.7パーセントおよび少年の56.7パーセントが小学校に通学している。就学率が低いのはその費用が原因であるが、少女については、早婚、セクシャルハラスメント、望まない妊娠、偏見、および家庭内雑用によって、さらにその率が下がっている。

児童虐待：児童虐待は重要な問題であるが、統計データは入手できていない。新聞報道では、誘拐、手足などの切断、さらには幼児殺害の犠牲者として子供が取り上げられることが多い。母親たち（大抵は若く、失業しており、未婚である）が、路上、ごみ箱、穴のトイレなどに自分たちの新生児を遺棄しているという信憑性のある報告がある。

2月2日、UNICEFと協力している社会大臣（minister of social affairs）は、性的虐待、児童労働、および子供の人身売買などの子供の虐待に関して、一般市民の認知度を上げる全国キャンペーンを開始した。

ドイツの開発組織GTZが行った2009年の調査では、推定43万2千人の女性や少女が過去20年において強姦されたと報告している。強姦の20パーセントは家族によって行われたものであり、被害者の平均年齢は15歳であった。GTZのHIV/AIDSプログラムのリーダー、Flavien Ndonkoによれば、強姦は徐々に増加しており、強姦犯20人のうち約1人しか有罪判決を受けていないという。

児童婚：女性の法的な結婚最少年齢が15歳であるにもかかわらず、多くの家族が12歳になる前に娘を結婚させようとしている。早婚は、北部のAdamaoua州、北部州、特に辺境の極北州において広く行われており、そこでは9歳程の少女が妊娠による深刻な健康リスクに直面している。児童婚の普及に関する統計データはないが、法廷は2010年に1件の強制婚について聴取を行った。

有害な伝統的慣行：法律でFGMは禁じられているが、極北州、東部州、および南西州の辺境地帯では行われている。FGMの広がりに関する統計データは得られていない。国内移民はFGMが様々な地域に広まる一因となっている。FGM手法の大半はクリトリスの切除である。FGMの最も重症な手法は陰門封鎖であり、南西州のKajifu地帯で行われている。FGMは、多くの場合幼女および思春期前の少女に対して行われる。FGMが頻繁に行われている地域の公衆医療センターは、FGMの有害な結果について女性たちに助言を行っている。女性への暴力撲滅連合

(Association to Fight Violence against Women) によると、FGM の施術者は、往々にして公ではなく秘密裏に、FGM が行われる少女を服従させた後に儀式を行うという。

2 月には、政府は FGM を防ぎ、その施術を止めるための法案を作成する行動計画を開示した。法案が通過するまで、その計画によって政府は市民社会組織と協力し、犠牲者のケアと新しい事例が生じないようにしている。2 月、Yaounde 近隣の Briqueterie では、女性の地位向上・家族省がムスリムの社会活動組織と集会を開き、以前に彼ら関わっていた FGM ゼロ許容プログラム (FGM zero-tolerance program) を評価した。同様の評価集会が極北州の Kousseri 区、Logone 区、および Chari 区で行われたが、ここでは、社会省が FGM 撲滅のために 2 つの NGO と連携している。

ブレストアイロニング、これは幼い少女の成長しつつある胸を熱い石で平らにする手法であり、報道によれば、大勢の少女に行われている。この手法は、少女の身体発育を遅らせる方法と見なされているが、このようにして、性的暴力と十代の妊娠のリスクを限定している。9 歳程の少女に対して行われることで、火傷、変形、および精神的問題が生じている。

子どもに対する性的搾取：子どもに対する性的搾取の刑罰は、15 年から 20 年の懲役刑、および 10 万 CFA フラン (200 ドル) から 1,000 万 CFA フラン (20,000 ドル) の罰金である。法律では、合意の上での性交に関する最少年齢は特に定められていない。ポルノ産業に子供を利用することは禁じられており、あらゆる電子システムを用いて、子供の尊厳を傷つける可能性がある児童ポルノもしくは文書を送った者に対して、5 年から 10 年の懲役刑および 500 万 CFA フラン (10,000 ドル) から 1,000 万 CFA フラン (20,000 ドル) の罰金が定められている。18 歳未満の子供が売春に関わっており、この問題は蔓延していると考えられているが、統計データは入手できていない。

子どもの避難民：約 2,000 人の子どもが主要都市中心部の路上で生活している。NGO と連携した政府プロジェクトである、ストリートチルドレン現象対応プロジェクト (Project to Fight the Phenomenon of Street Children) は、ストリートチルドレンに関する情報を収集し、医療、教育、および心理的ケアを行っている。このプロジェクトは、専門センター収容能力も増強している。2010 年、社会省は、5 名のストリートチルドレンを家族と再会させ、82 名を福祉施設に送った。

国際的な子の奪取：この国は、1980 年の国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約に参加していない。

反ユダヤ主義

ユダヤ人社会は非常に小さく、反ユダヤ主義行為に関する報告はない。

人身売買

www.state.gov/j/tip の国務省の人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*) を参照のこと。

身体障がい者

身体障がい者に対する施設の不足および公的支援の欠如も手伝って、2010 年 4 月には大統領が身体障がい者の権利を保護し向上させる法律を發布した。この法律では、政府および民間の建物は、現存の建物も新規に建設する建物も身体障がい者の利用を促進するように設計されることが求められている。身体障がい者および身体障がい者の両親を持つ子供に対しては中等公教育の授業料は無料である。また、初期職業訓練、医療、雇用が「極力」与えられ、公的支援が「必要時に」提供される。この年、政府は法律の教育条項を施行した。

以前から、色素欠乏症の人々に対する社会的差別が行われている。こういった差別は、これまでほど頻繁ではなくなったが、色素欠乏症の人が少なくとも 1 名は政府高官にいるものの、彼らの雇用機会は限られたままである。8 月初旬、カメルーンを拠点とするアルビノの利益保護・団結世界協会 (World Association for the Defense of the Interests and Solidarity of Albinos) は、第 13 回アルビノナショナルウィークを開催した。この組織は、色素欠乏症の人々の医療コストを減らし、教育を受ける機会を増やし、公平な雇用機会を与えるよう政府に求めている。

社会は、身体障がい者を概して落伍者として扱い、彼らに支援を行うのは教会や外国 NGO の責任だと多くの人が感じている。

国家的/人種の/民族的少数派

国民は 250 を超える民族グループから成っており、それらの間では頻繁に、そして信憑性のある差別申し立てが行われている。一般に民族グループは、ビジネス慣習および社会的慣習において仲間の民族グループメンバーを優遇する。大統領の出身である南部州の Beti/Bulu 民族グループのメンバーは、政府、国営企業、治安部隊、および支配政党の CPDM において重要な地位を占め、突出して代表を務めている。

北部地域は、Fulani 族 (Peuhl) と、以前から北部 3 州の Fulani 族に比較して社会的、教育的、および経済的に不利な立場にある Kirdi 族との間の民族間の緊張に依然として悩まされている。

伝統的な Fulani 族の支配者は lamibe と呼ばれ、彼らの被統治者 (Kirdi 族が含まれることが多い) に対して引き続き大きな力を行使しており、時には十分の一税の納入と強制労働を行わせている。先祖代々の奴隷状態の極端な例が申し立てられおり、その多くは Fulani 族が Kirdi 族を奴隷化している。大勢の Fulani 族は搾取的な賃金レベルで Kirdi 族を雇い、単調であり自分たちに値しないと Fulani 族が見なしている作業を行わせている。

窃盗容疑をかけられた人々に対する自警団の暴力は、この年、少なくとも 2 名の死者を出すこと

になった。警察の効果のなさ、および重犯罪で逮捕された大勢の人々が告訴されずに釈放されていることに対する市民の不満が、自警団の暴力の一因となっている。

例えば、3月4日、Douala 近隣の Makepe の住民が泥棒2名を焼死させたが、この泥棒たちには、近隣の年配住民のバイクを盗難した疑いがかけられていた。調査は年末の時点で継続中である。

先住民族

Bakola と Bagyeli (ピグミー) を含む推定5万人から10万人の Baka 族は、主として南部州および東部州の森林地帯に居住している(また知られているうちで最古の住民である)。法的差別はないものの、他の民族グループは Baka 族を劣等民族として扱うことが多く、時には彼らに不公平で搾取的な労働慣行をさせている。政府は、彼らの市民権および政治的権利を事実上保護していない。何名かのオブザーバーは、持続的な伐木搬出により、Baka 族の比類のない、森を重視した信念体系が破壊され、Bantu 族の同胞と同様、彼らの伝統的な社会経済システムがより柔軟性のない近代社会システムへ適応するよう強いられていると確信している。

チャド・カメルーンのパイプライン経路沿いの Baka 族は、自分たちの土地に対して適正な補償を受けておらず、Baka 族の代表者を装った人々に裏切られたと不平を言い続けている。7月には NGO 団体の Réseau Africain pour les Droits Environnementaux が、2010年に他の3つの地元 NGO 団体が伝えた Baka 族の申し立てに同意した。2000年の発端時、チャド・カメルーンのパイプラインを管理しているカメルーン石油運送会社 (Cameroon Oil Transportation Company : COTOC) が、COTCO、地元コミュニティ、NGO、および政府からの代表者による委員会によって、補償およびその他の申し立てを解決するための制度を確立した。この委員会は、プロジェクト発足以降カメルーンにおける申し立てに\$1,200万近くを支払い、これには2011年7月で終了する12カ月間プロジェクトにおける\$12,000が含まれていた。委員会は、この年にカメルーンで行われた400回を超える会合も含め、何年もかけて地元市民と何百回も会合を重ねた。委員会は、この年に能動的補償要求の解決を終わらせ、マラリアの撲滅とパイプライン沿いの住民に対するその他の企業社会的責任プロジェクトの実施へと資金をシフトし始めた。何名かの地元の Baka 族は、依然として適正な補償を受けていないと要求している。

社会省は、2005年に開始した、Baka 族に出生証明書と国の身分証明カードを配布する取り組みを続けている。しかしながら、年末時点で Baka 族の95パーセントは身分証明カードを持っていない。同省のチームは、Baka 族訪問の取り組みは、森深くにある彼らの住居へのアクセスが悪いことによって阻まれているが、ゆっくりと進捗が見られていると報告している。この年、同省のチームは多数の Baka 族の所在地を確認し、彼らが登録および投票する手助けを行った。

性的指向および性同一性に基づく社会的虐待、差別、および暴力行為

合意に基づいていても同性間の性行為は違法行為であり、6カ月から5年の懲役刑と2万から20万 CFA フラン(40ドルから400ドル)の罰金によって罰せられる。この年、10名が同性愛行為

の容疑で逮捕されたが、ほとんどは逮捕時には同性愛行為を行ってはいなかった。

ゲイ男性およびレズビアンは、蔓延する社会的な名誉、差別、および嫌がらせ、さらに拘留の可能性があることから、多くの場合目立たないようにしている。彼らは、法施行機関職員からの嫌がらせとゆすりに苦しんでいる。ある人権保護 NGO によると、政府職員および一般市民は、時には共謀して同性愛行為の虚偽の容疑を作り上げ、敵対者に嫌がらせを行ったり、金銭を強奪したりしているという。

3 月、Jean-Claude Roger Mbede は、同性愛行為により Yaounde 下級裁判所によって 3 年の懲役刑を言い渡された。

同性愛者擁護協会（Association for the Defense of Homosexuality）およびヒューマンライツウォッチ（Human Rights Watch）によると、7 月 25 日、警察は Yaounde のバーから戻ってきた 3 名の男性を拘留したが、そのうち 2 名が男らしく見えないのが理由だという。彼らの代理として対応にあたった市民社会グループによれば、この 3 名は、告訴前に 1 週間拘留され、男らしく見えない 2 名はゲイであると告白するまで足の靴底を殴打されたという。3 人目の男性は釈放された。度重なる延期の後、審理が 9 月 26 日に行われ、ゲイであると告白した 2 名の男性には 5 年の懲役刑と罰金 20 万 CFA フラン(400 ドル)という判決が下された。逮捕令状は 3 人目の男性にも発令され、彼は不在中に有罪判決を受け 2 名と同じ刑罰を言い渡された。

1 月 13 日、同性愛者への支援・助言提供プロジェクト（Project to Provide Assistance and Guidance to Sexual Minorities）に対して資金提供を行うという EU の決定の後に、外務大臣（minister of external relations）Henri Eyebe Ayissi は、EU 大使の Raul Mateus Paula を召集し、同性愛は法で処罰されることに言及して EU の決定に政府が反対することを伝えた。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの数組織がこの国で活動している。こういったグループのメンバーに対する差別のパターンがあるが、公式な事例は述べるできない。

その他の社会暴力や差別

HIV/AIDS に感染した人々は、社会的汚点とその病気に関する知識の欠如により、家族や社会から差別され孤立することが多い。

魔術を施術している容疑がある人々への差別は、農村地域で問題である。魔女容疑がかけられた人は、避けられ、近隣の村までの食料の買い出しや庭地の維持管理を強いられる。例えば出産時に子供を亡くした女性は、自らの長寿と引き換えに自分の新生児を魔術の力に売り渡したという容疑がかけられる。

セクション 7. 労働者の権利

a. 結社の自由および団体交渉権

法律では、労働者に対して労働組合の結成と参加、法的ストライキの実施、および団体交渉権を認めているが、政府は法律上も実際にも数多くの制約事項を設けている。法律では、公的部門と民間部門双方の労働者を含む組合の結成、もしくはたとえ密接に関連するものであっても異なる部門を含む組合の結成を認めていない。また、組合が政府に登録することを求めており、規約、付属定款、各創立メンバーが有罪判決を受けていない証明書を提出することで、20 名以上の労働者グループのみが組合を組織することを許可される。法律では、登録なしに組合を結成し組合活動を実行した労働者に対して懲役刑と多額の罰金が定められている。こういった罰則は国際労働機関（ILO）の協定に違反している。労働組合もしくは公務員の事業者団体は、「市民の自由を監視する」責任がある省庁から事前の承認を受けずに、外国の職業組織もしくは労働組織に参加することはできない。

憲法および法律では、労働者と経営側との間の、さらに経済の各部門における労働連盟とビジネス協会の間の団体交渉について定められている。法律は、労働力の大半を含む、農業部門やその他非公式部門については適用されない。

法的ストライキは、強制仲裁後にのみ呼びかけることができる。法的ストライキの実施手順を無視した労働者は、解雇されるか罰金を課されうる。ストライキ前に、労働者は地元レベル、地域レベル、政府レベルにおいて労働社会保険省（Ministry of Labor and Social Insurance : MINLESI）の調停を求めなければならない。この 3 つのレベル全てにおいて調停が失敗した場合のみ、労働者は正式にストライキ通知を発行し、その後ストライキを行うことができる。人々にストライキを認めているこの法律の条項は、公務員、刑務所制度内の雇用者、もしくは警察、憲兵隊および軍人など国家治安を担当する労働者には適用されない。公務員は、ストライキではなく、MINLESI 大臣の他、該当部門の大臣と自分たちの不満について直接交渉することが求められている。

憲法および法律では、反組合的な差別は禁じられており、こういった差別を行った雇用者には最大約 100 万 CFA フラン (2,000 ドル) の罰金が課される。しかしながら、有罪となった雇用者は、差別について労働者に補償する、もしくは解雇した労働者を復職させることは求められていない。

工業自由地帯は労働法の対象だが、生産性によって給与を決定する雇用者側の権利、労働契約の自由交渉、および出稼ぎ労働者に対する労働許可の自動発行、の条項は除かれる。

結社の自由および団体交渉権は、実際には常に尊重されているわけではなく、政府は組合活動を妨害している。政府は一貫性なく法を適用し、大統領が施行法令を発布していないために労働法のいくつかの項には効力も効果もない。伝えられるところによれば、政府の干渉は様々な形を取

り、これには選択的に特定の労働組合を認める、一貫性なく法を適用する、などがある。政府職員は、申請後 1 カ月以内に政府が組合証明書を発給すると述べている。しかしながら、単独組合は、特に公共部門において、登録が困難である。政府が、政府の情勢に従順であって、より容易く交渉することができる小規模な非代表制組合を作り上げているとして、非難している単独組合もある。また政府は、ストライキを延期するために組合指導者に賄賂を贈っている。例を挙げると、10 月初旬に予定されていた輸送組合のストライキは、組合の指導者が政府から個人的補償金を受け取った後に延期された疑いがある。調停の決定には法的拘束力があるが、関係者が協力を拒否した時には法的拘束力がないことが多い。政府や雇用者によって覆るもしくは単に無視されるような決定は、珍しいことではない。

この年に署名された 2、3 の団体交渉協定がある。しかしながら、一旦協定が結ばれると、その実施を確実なものとする仕組みがなく、政府は労働組合との協定の一部を無視している。

治安部隊は組合指導者を逮捕している。3 月、北部州の Mezam 区、Bamenda の憲兵隊が、組合の指導者たちを逮捕し数時間拘留した。この指導者たちは、Ayaba ホテル労働者の数か月分の給与未払い分を支払うように求め、同ホテルで法的ストライキを実施したためである。彼らは社会的秩序を乱したとして起訴された。

2010 年 11 月に Yaounde の警察が、労働環境の改善を求めた公共部門中央労働組合 (Public Sector Central Trade Union : CSP) のメンバーによって組織された会合を中断させたという情報が、この年、明るみに出た。CSP は会合前に当局に通知していたが、副長官 (デモを禁止する権限はない) は「悪意のあるおよび/または抗議的性質の公衆のデモは、Mfoundi 県全体を通して禁止されており、今後も禁止されるものとする」という理由で会合を禁じた。その後警察は、CSP 議長の Jean-Marc Bikoko、CSP 経理担当者の Eric Nla'a、Maurice Angelo Phouet Foe (自主的な国家教育研修労働組合 (Autonomous National Education and Training Trade Union) の事務局長)、Joseph Ze (教員統一国家組合 (Unitary National Union of Teachers and Professors - SNUIPEN) の事務局長)、Theodore Mbassi Ondoa (カメルーン教育労働組合連盟 (Federation of Education Trade Unions of Cameroon) の事務総長)、および 2 名の SNUIPEN のメンバーを逮捕した。「違法デモ」の開催および「公共秩序を乱した」容疑をかけられた労働組合員は、弁護士に相談する機会がないまま、検察官の前に引き出された。検察官は同日に暫定釈放を命じ、彼らは年末時点で依然として審理を待っている。

反組合の差別は存在している。組合メンバーをブラックリストに載せる、不当解雇、雇用者支配組合の結成、および組合結成を行おうとする労働者に対する脅迫は、日常茶飯事である。政府はストライキに対抗するために、特に輸送部門において、頻繁に偽の労働組合を結成したり利用したりしている。

2010 年 1 月に、Orange Telecom の経営陣がストライキに対する報復として、5 名の労働者を停

職にしたという情報が、この年に判明した。

b. 強制労働もしくは義務労働の禁止

憲法および法律では強制労働が禁じられている。12月14日、大統領が人身売買・奴隷撲滅に関する法律プロジェクト（Law Project Relating to the Fight Against Trafficking in Persons and Slavery）に署名した。この法律では、子供の売買に対する2005年法が撤廃され、人身売買に反対する条項が年齢や性別に関係なくすべての人に対するものへと拡大されている。またこの新法は、奴隷、搾取、借金による束縛を禁じ、その同意を得るために暴力が用いられたいかなる取り決めも無効にしている。この法令の違反は、5年から20年の懲役刑および1万 CFA フラン（20ドル）から1,000万 CFA フラン（20,000ドル）の罰金によって罰せられる。借金による束縛においては、違反者が被害者の保護者もしくは後見人でもあるならば、罰則は2倍になる。この法律は、共犯者と企業体に対しても、すべての犯罪に関して有責性を拡大している。

北部州の一部の酋長性地域の解放奴隷には、先祖代々の奴隷状態が強いられているという信憑性のある報告がある。多くの Kirdi 族は、この部族は過去に Fulani 族の虜になった部族であるが、その子供は自分たちが選んで通学をすることも働くことも自由であるにもかかわらず、引き続きいくらかの報酬を得て伝統的な Fulani 族支配者に仕えている。Fulani 族はしばしば搾取的賃金レベルで Kirdi 族を雇い、Fulani 族が単調で自分たちに値しないと見なしている作業を行わせている。また、Kirdi 族は Fulani 族に対して地元酋長税を支払うように求められており、その他すべての事柄についても同様である。低賃金と高額の税金の組み合わせは、合法ではあるが事実上強制労働を作り上げている。理論的にはこの地を去ることはできるが、大勢の Kirdi 族は他の選択肢がないために、階層的かつ権威主義的体制にとどまっている。

新法では、刑務所内労働の利用について取り上げられていないが、刑務所内労働は行われており刑務所規則によって認められている。刑務所当局は、以前から民間雇用者に委託される刑務所収容者の手配を行っており、また、囚人への通知もしくは正式承認なしに地方自治体の公共事業のための共用労働者として利用している。こういった作業によって得られる金銭は、刑務所管理者によって着服され、拘留者には与えられない。

南部州および東部州では、子供を含む一部の Baka 族が、収穫期にココア農場で作業を行うために搾取的賃金で Baka 族を雇っている Bantu 族農家によって、引き続き不公正な労働慣行にさらされている。

政府は強制労働を防ぎ撲滅するために尽力しており、国際刑事警察機構（Interpol）の地域オフィスと連携している。2010年におけるカメルーンの人権に関する法務省報告書によれば、MINLESI は、ココア農場および農園から子供たち 1,500 人を移動させた。また、この報告書では、2010年に成人 1 名の強制労働被害者を移動させたことについても述べられている。この年、当局は 4 名の人身売買業者を逮捕し、このうち 2 名は有罪判決を受け、残り 2 名は年末時点では

引き続き審理前手続きで拘留されている。

www.state.gov/j/tip にて、国務省の人身売買報告書も参照のこと。

c. 児童労働の禁止および雇用最少年齢

一般的には法律により子供は職場における搾取から保護されており、違反行為には罰金から懲役刑まで様々な罰則が規定されている。法律では、児童雇用の最少年齢は 14 歳と定められていて、子供の夜間労働や 1 日 8 時間を超える労働を行うことは禁じられており、また 18 歳未満の子供が法的に行うことのできない作業を列挙している。それには、重量物の移動、危険で有害な作業、密閉区域での作業、および売春などが含まれる。雇用者は、14 歳から 18 歳の子供には訓練を与えることが求められ、労働契約には未成年者のための訓練条項を含めなければならない。だが、法律のこれらの条項は十分に施行されていない。

社会省と MINLESI には、登録済み企業の現場視察を行うことで、既存の児童労働法を施行する責任がある。この年に散発的な調査が行われたが、政府は効果的な調査プログラムを支援するのに十分な資金を配分しなかった。さらに、法的な児童労働禁止に家族内雑用は含まれないが、多くの場合、これは子供の能力を超えている。政府は 58 名の一般労働調査官を雇い、その任務には児童労働についての調査も含まれている。

特に非公式部門における児童労働の利用は、依然として蔓延している。ILO の 2008 年の調査によれば、10 歳から 14 歳の子供の 51 パーセントは仕事に従事している。5 歳から 17 歳の子供の 41 パーセントも労働を行っている。

児童労働に関する 2008 年の政府統計データによれば、労働を行っている子供の 85.2 パーセントは、家族経営の自給農園、あるいはココア、茶、バナナ、およびパームオイルの農園といった農業部門、および水産業で働いている。都市部の非公式部門では、子供は路上行商人、車洗い、家庭内労働者として働いている。また、鉱山や採石場で働く子供もいる。多くの都市部の路上行商人は 14 歳に満たない。子供は、家事手伝いとして働き、中には売春に関わっている子供もいる。北部では、貧困家庭の子供が、収入を得るためによその家に住み込んで家事労働を行っており、その支払いは通常その子供の家族に支払われている、という信憑性のある報告がある。

極北州の Maroua では、子供にコーランを学ばせ、マラブー (marabouts) (伝統的聖職者) になる準備をさせるために、子供を「マラブー」に差し出す両親もいるという報告がある。しかしながら、これらの子供の中には足を鎖でつながれて、強制労働を強いられている子供もいると報告されている。

両親は、児童労働を伝統であり通過儀礼であると考えている。多くの場合、農村部の若者、特に少女は、親類に使用人として雇われ、これらの仕事のせいで子供が通学できる時間があることは

まれである。農村地域では、大勢の子供が幼いうちから自営農場で働き始める。ココア業界でも児童労働者を雇っている。これらの子供は、その大部分が北部の 3 つの州および北西州の出身である。

ILO は、反人身売買活動に関係する様々な省庁と継続して取り組んでいる。また、全国的な調査を実施し、地元組織と協力している。

www.dol.gov/ilab/programs/ocft/tda.htm にて、労働省の児童労働の最悪形態に関する研究結果も参照のこと。

d. 許容できる労働条件

全部門における最低賃金は、1 カ月当たり 28,246CFA フラン（56 ドル）である。MINLESI には全国的に最低賃金を実現させる責任がある。

法律では、公的・民間企業の非農業会社の標準労働時間は週 40 時間、農業および関連業務では 48 時間と規定している。特例は、警備員および消防士（週 56 時間）、サービス部門職員（週 45 時間）、ならびに家庭労働およびレストランスタッフ（週 54 時間）となっている。法律では、少なくとも週 1 回、連続して 24 時間の休息を命じている。時間外の割増報酬は、その量および週末や深夜残業であるかによって、時給の 120 パーセントから 150 パーセントと様々である。過度の強制的な業務は禁じられている。MINLESI の調査官には、これらの基準の監視責任がある。

政府は安全衛生基準を設定している。MINLESI 調査官および職業保健医師にはこれらの基準を監視する責任がある。職場の安全衛生に関する国家委員会（National Commission on Health and Safety in the Workplace）は、職業病のリストを作成している。法律では、雇用継続を脅かされることなく、衛生もしくは安全を危うくする労働条件から逃れる権利を労働者に認めていない。

これらの法律は、非公式部門もしくは家庭内労働者には適用されない。MINLESI は包括的調査プログラムを行う資金に不足している。

最低賃金法にもかかわらず、雇用者はより賃金を下げるために頻繁に労働者と交渉しており、これは 1 つにはこの国の高い失業率によるものである。最低賃金より安い給与は公共事業部門で蔓延しており、これは公共部門の多くの職で単純労働が求められるためである。

この年、MINLESI 大臣は、海軍産業および通関地におけるものなど、団体交渉協定違反に関する雇用者対被雇用者の労働争議の解決支援に回った。12 月 14 日、大統領は国際労働基準に関する ILO 条約 144 号、および労働者の安全衛生に関する ILO 条約第 155 号を批准した。